

長岡市公告第164号

簡易評価型プロポーザル方式による業務委託の実施について（公告）
簡易評価型プロポーザル方式による業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

平成25年5月21日

長岡市長 森 民 夫

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務委託は、農政委第6号『長岡産食材食べ歩きキャンペーン（仮称）』運營業務委託について、参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める評価基準によって評価する方法により、最も適した提案者と契約するものです。

2 委託業務の概要

- (1) 委託番号 長農委第6号
- (2) 委託名 『長岡産食材食べ歩きキャンペーン（仮称）』運營業務委託
- (3) 委託期間 平成25年7月上旬（予定）から平成26年2月28日まで
- (4) 委託内容 『長岡産食材食べ歩きキャンペーン（仮称）』運營業務

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要します。

- (1) 長岡市内に本社又は支店機能が所在する事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) この公告の日以後に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) この公告の日以後に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (7) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

- 以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者
- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- ウ 暴力団員と認められる者
- エ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- カ 法人にあっては、その役員(その支店又は営業所を代表する使用人を含む。キにおいて同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの。
- キ 法人にあっては、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの。

4 参加表明書の提出

このプロポーザルに参加を希望する者は、平成25年5月28日(火曜日)までに「簡易評価型プロポーザル参加表明書」(第2号様式)を長岡市農林部農政課に提出してください。

提出方法は、持参、郵送(配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。)、ファックス又は電子メールとします。

5 質問書の受付及び回答

4により参加表明書を提出した者(以下「参加者」といいます。)は、平成25年6月3日(月曜日)までに、このプロポーザルについて、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」(第3号様式)により質問することができます。

質問に対しては、平成25年6月7日(金曜日)までに、参加表明書を提出した者全員に回答します。

6 提案書の提出について

当該プロポーザルの提案書は、次のとおり提出してください。

- | | |
|----------|---|
| (1) 提出期限 | 平成25年6月17日(月曜日)午後5時(必着) |
| (2) 提出方法 | 6部を持参又は郵送(配達確認ができるものに限る。) |
| (3) 提出場所 | 〒940-0062
長岡市大手通2丁目2番地6
長岡市農林部農政課 |

7 提案を求める事項

(1) 提案書作成上の基本的事項

説明書等を熟読の上、その内容を踏まえた提案書を作成してください。

本プロポーザルは『長岡産食材食べ歩きキャンペーン(仮称)』運營業務」におけ

る取組方法等について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容、成果品の一部の作成及び提出を求めるものではありません。

具体的な作業は、契約後に提案書に記載された内容を反映しつつ、当市と協議しながら行ないます。

(2) 提案書に記載する事項

審査の対象となる以下の事項について、資料を作成すること。

ア 会社概要に関する事項

- ・社名
- ・本社及び市内の支社、支店、営業所等の所在地
- ・資本金
- ・従業員数（本社並びに支社、支店及び営業所別）
- ・業務内容

イ 業務実績に関する事項（業務実績のある参加者のみ）

『長岡産食材食べ歩きキャンペーン（仮称）』運営業務」に類似した業務実績について、次の事項を記載すること。

- ・業務の名称
- ・履行期間
- ・委託者
- ・概略（100字以内）

ウ 本業務の担当予定者に関する事項

予定者が複数である場合は、主担当者を明記してください。

エ 本業務への取組体制に関する事項

本業務への対応予定体制、当市からの指示・質問や来庁依頼等への応答体制について記載すること。

オ 取組方針、内容等に関する事項

その他事業者が実施した先進事例などを踏まえ、貴社の現時点における認識や考え方を提案してください。

カ アピールポイントに関する事項

キ 費用見積りに関する事項

ク 業務スケジュールに関する事項

(3) 提案書の書式

- ・A4判 用紙の使用は、縦・横を問いません。
- ・横書き
- ・表紙の記述項目は、件名、日付、会社名、担当者名、住所、電話番号、ファクス番号及びeメールアドレスとします。

8 選考方法

- (1) 別に指定する日時において、参加者全員が提案内容のプレゼンテーションを行うヒアリングを実施します。
- (2) 本市職員で組織する選考委員会において、次の全ての要件に該当する者の中から、

提案書及びプレゼンテーションの内容並びに見積金額により総合的に選考し、最優秀者及び次点者を決定します。

ア 提案書の記述が、要求要件を満たしていること。

イ 見積金額が、予算額以内であること。

ウ プレゼンテーションが、規定時間内で完了していること。

9 選考結果通知

(1) 選考結果は、参加者全員に通知します。

(2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

10 その他留意事項

(1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。

(2) 提出いただいた提案書は、返却しません。

(3) 決定した事業者の提案書の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとします。

(4) 提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めません。

(5) 提出された提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しません。